

- ① 前回参加者のご感想・今回参加者の問題意識等共有
- ② 物流の概況、2024年問題について
- ③ 改正物流法について
- ④ トラック運送事業の原価、標準的な運賃等について
- ⑤ 業務の見える化、ナビタイムジャパンによる物流課題への取組
- ⑥ トラックGメンについて
- ⑦ 参考資料紹介**
  - ⑦-1 最近のトピック（各省報道発表資料等）
  - ⑦-2 事前にいただいた問題意識等（詳細）
  - ⑦-3 物流効率化に向けた取組み紹介
  - ⑦-4 物効法改正に関する荷主説明会 Q & A**

## ① 特定荷主、特定連鎖化事業者事業者の指定基準について

**Q. 特定荷主は着荷主は対象外か**

A. 発着荷主両方対象

**Q. 特定荷主の指定は申告制か**

A. それぞれ荷主が重量を測定し、申請し一定以上になったものは特定事業者と指定。  
一定以上になっても申告しない場合は罰則あり。

**Q. いったん特定荷主になるとずっと継続されるのか、自社が該当するかはわからないのではないかな。**

A. 事業者の申請により指定する。申請内容を確認して指定する。取消の申請がなければ継続して指定することになる。基準重量が下回ることが数年続くなど確実であれば外すということになる。

**Q. 特定荷主の届出方法は**

A. 業種所管省庁に申請してもらう、例えばシステムを活用するなど想定している。

**Q. 特定荷主は事業所（工場）別で指定されるのか、積載運送料は全ての運送会社の合計になるか。**

A. 指定は法人単位。指定基準の整理は全運送重量の5割程度を特定事業者に指定していく予定。

**Q. 特定荷主の指定について、一運行の重量を発着荷主両方がカウントすることになるのか**

A. カウントすべき重量は法律で定めている。発荷主は自分が運送を行わせた（依頼）した重量  
着荷主は自分が受け取った重量（トラックと契約関係なくても）をカウントする。ダブルカウントはあり得る。

**Q. 特定事業者の指定基準（貨物重量）については今年度内に情報提供されるか**

A. 合同会議の中で示していきたい。

**Q. 指定基準について重量のほか容積は考慮されないのか**

A. 基本的には条文で重量と定めている。

**Q. 現在重量の情報を保有していない場合はどうなるか**

A. 原則としては把握をお願いしたい。具体的な手法は検討しており示していきたい。

**Q. すべてのケースが荷待ち時間の計測対象になるか（資材、廃棄物等、原料納入、製品出荷）**

A. 具体化に関しては今後検討

**Q. 商品の重量測定が難しいと判断される場合。重量把握の案内などいただけるのか。**

A. 重量測定が難しい場合、加算すべき重量かも含めて、今後示したい。H P で Q & A あげるなどしたい。それでもわからなければ問い合わせいただきたい。

**Q. 特定荷主の指定重量は F C の場合、本部が取りまとめた重量になるのか。**

A. 特定連鎖化事業者は F C 加盟者が受け取る重量で判断することとしている。

**Q. 年度単位で発着重量がぶれる場合、重量が基準を超えた時点で申請すれば良いか。**

A. イレギュラーなケース。迷ったら相談して欲しい。検討したい。

**Q. 第1種荷主と第2種荷主の定義について知りたい。**

A. 第1種荷主:多くは発荷主が対象となる想定

第2種荷主:に掲げるもの 多くは着荷主が対象となる想定 詳細は法律の条文に示している。

**Q. 荷物の受け取りを子会社等に依頼している場合、親会社は第2種荷主になるのか。**

A. 詳細は確認できないが、定義上は第2種荷主は受け渡しを行っている場合、寄託先に対して荷主の義務を履行する必要がある。

**Q. 省エネ法ではトンキロだが、今回は重量になるのか**

A. 取り扱い重量が多ければ荷待ち、荷役の回数が多くなり、積載量改善による効果が高いため。

- Q. 省エネ法の特定荷主の除外規定は物効法でも規定されるのか、それともこれからか**  
（省エネ法の規定：貨物を輸送させている事業者が荷主の対象、但しほかの事業者により自主的に貨物の輸送方法等が決定されている場合は除く）
- A. 荷主の定義は物効法で定めている。30条7-9号**

## ② 荷待ち時間、荷役等、荷役等時間の定義（法第30条第4号・第5号）【省令事項】

- Q. 荷役はどこまでが範囲になるか。パレット間の移し替え、トラックの荷台への積込、納品先ブレットへの積卸し作業など。**
- A. 附帯業務は荷役等時間に含まれていくと想定。**
- Q. 納品先での荷役時間、荷待ち時間を把握する必要があるか**
- A. どの時点で短縮化するかは自社での短縮、自社が寄託している施設においても努力義務を果たして欲しいと思う。**
- Q. フォークを持たない荷主では手荷役になる、判断基準内に収まらない場合、発着荷主に何かペナルティはあるか**
- A. 発着荷主に荷役時間の短縮をお願いしたいので、フォークの導入等を検討いただきたい。**
- Q. 荷待ち時間開始は荷主指定時間とのことだが、そもそも物流事業者の入構時間（予約）を指定するのは荷主の義務か**
- A. 必ずしも指定しているわけではないという場合も想定。原則は指定時間からということ。整理は今後。**
- Q. 個社では物流効率化を進めているが、新荷主の理解を得られない場合はどうしたらよいか**
- A. 各事業者間でどのように対処するべきかは政府が指針を示しにくい。そのうえですべての荷主事業者に努力義務を課しているので、多くの荷主に協力して欲しい。**

## ③ 判断基準（法第43条、第62条）【省令事項】

**Q. 荷待ち、荷役ルールに関する質問。2時間以内など定量的なルールになる予定か。**

A. 具体的には定まっていない。ガイドラインでは2時間以内を目指すと規定。具体的な目標を定めるかは合同会議で検討していく。

**Q. ガイドラインでは荷待ち2時間以内ルールが示されているが、定期報告では荷役と荷待ちの両方の時間を報告することになるか。**

A. 現在具体化していない、制度の意義担保と事業者の負担軽減の両面から検討したい。

**Q. ローリーで液体を運んでいる場合、液体特性上全てを卸すのに2時間以上かかる、どうしたらよいか**

A. 業種特性上短縮ができない場合は、業主特性も踏まえつつ進めて欲しいという示し方をする予定。

**Q. ローリー車で納入する場合、タンクに入れる前にサンプリングを取られ、サンプリング結果が出るまで荷卸しができない場合がある。この時間は荷待ちになるか。**

A. 業種特性が絡む話になると思う、こうしたケースも把握していきたいが業種特性も踏まえ取り組んでいただくことになる。

**Q. 努力義務、判断基準2026年公表、法施行後は罰則規定あるか。**

A. 罰則は全て網羅的には定めておらず、規定ごとに設けられている。詳細は法令を確認して欲しい。努力義務の履行については罰則なし、特定荷主の申請漏れ、虚偽報告などは罰則の対象になる。

**Q. 納品先では貨物量で荷役時間が変わるが、一律2時間以内という考え方か。**

A. 2時間以内はガイドラインで策定、考え方は合同会議で定めて行く。

## ④ 中長期計画の記載事項（法第46条、第65条）【省令事項】

**Q. 荷主事業者によっては複数の種別の貨物を取り扱っている者もある。特定荷主に該当する貨物が2種以上ある場合、それぞれの貨物について中長期計画、定期報告が必要になるか。**

A. 特定荷主の指定に関しては、多角化経営の場合、商材の違いに関わらず、法人単位で申請いただければよい。定期報告も法人単位。

## ⑤ 物流統括管理者の業務内容（法第47条、第66条）【省令事項】

**Q. 統括管理者の要件について知りたい（取締役、執行役員、部門長、部長等）**

A. 外形的な要件は定まっていない。物流部門だけでなく企画経営、営業等各部門との調整を果たす役割を期待していることから、調整能力のある方、取締役会に出席される役員クラスを想定している。

**Q. 統括管理者について選定条件として選任のための講習受講、資格要件などあるか。**

A. 外形的な要件を定める想定はない。

**Q. 統括管理者を選定したら経産省に届け出る必要があるか。**

A. 統括管理者のみならず、定期報告、特定事業者の届出は政府にさせていただき、窓口は各事業者がどの省庁が所管するかになる。製造業、総合小売業は経産省、食品、農産物は農水省になる。

**Q. 統括管理者に対して罰則が科される場合はあるか**

A. 選任漏れ、申請漏れは罰則対象。管理者自身に課すものは責任、義務

**Q. 待機時間は構内に運行してからで判断して良いか。**

A. 考え方としてはありえるが入構は様々なので一概には言えない。基本は荷主が指定した到着時間から荷役開始までが荷待ち時間、荷役開始から終了までが荷役時間となる。細かい判断は今後整理



## ⑥ 定期報告の記載事項（法第48条、第67条）【省令事項】

**Q. 特定荷主は定期報告が必要、毎日事業所の全ての倉庫で荷待ち、荷役時間を測る必要があるか。**

A. 定期報告は必要、全て把握は難しい。制度の意義が担保され事業者負荷軽減も図れる方法を検討予定。

## ⑦ 基本方針（法第33条）【告示事項】

**Q. 発着荷主であり、貨物利用運送事業者の場合、貨物運送事業者ではないので、元請にならず、実運行体制管理簿の作成義務はないという理解で良いか。**

A. 荷物の運行を委託した貨物自動車運送事業者が元請になるのでそちらが管理簿作成事業者になる。

**Q. 業界が意見を述べる場所はあるか**

A. 合同会議でパブリックコメントを実施。また荷主、トラック、倉庫等業界団体にはヒアリング実施予定。

**Q. 相談窓口は設置されるか、地方にも設置するか。**

A. ご指摘も踏まえ考えて行きたい。

**Q. 今回のQ & Aも公開して欲しい。**

A. 適切に対応する。

**Q. 業界で自主行動計画を出していない場合でも計画策定は必要か**

A. 法的に行動計画策定は義務ない。2024年問題解決に向け協力して欲しい。

**Q. パレットの使用は政府が主導してくれるのか。**

A. 回答は今回の説明会の対象外なので回答は差し控える